

## 相模原市健康づくり推進条例(案)の骨子

### I 前文

健やかで心豊かに日々を過ごしていくことは、市民共通の願いであり、疾病や障害の有無にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくことは、明るく活力に満ちた社会を支えるために欠くことのできないものです。

市では、これまで「さがみはら健康都市宣言」、「相模原市保健医療計画」等に基づき、市民の健康づくりを推進してきました。

しかしながら、近年の急速な少子高齢化の進行、疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化しており、生活習慣の改善、介護予防等、健康寿命の延伸に向けたより一層の取組が求められています。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かしつつ、将来にわたり時代に即した健康づくりを進めていくためには、子どもから高齢者までの全ての市民が、からだところの健康づくりに対する関心と理解を深められるよう、その気運の醸成を図るとともに、市民一人ひとりの取組を地域社会全体で支えていくための環境整備を進めていくことが重要です。

このような認識に基づき、健康づくりについての基本理念を明らかにするとともに、市、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携及び協働して健康づくりに関する施策に取り組むことにより、市民が生涯にわたっていきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### II 総則

#### 1 目的

この条例は、健康づくりの推進に関する市の責務並びに市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の役割並びに基本的な施策を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とします。

#### 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 健康づくり 疾病及び障害の有無にかかわらず、自己の心身の状態をより良

くしようとする取組をいいます。

(2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。

(3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。

(4) 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。

(5) 健康づくり関係者 (3)及び(4)に掲げるもののほか、医療保険者、教育機関、地域活動団体その他の健康づくりの推進に資する取組を行うものをいいます。

### 3 基本理念

健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

(1) 「自らの健康は自らつくる」を基本として、市民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。

(2) 市、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携し、及び協働することにより、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこと。

### 4 市の責務

(1) 市は、健康づくりに関する総合的な施策の策定及び実施に努めなければなりません。

(2) 市は、健康づくりの気運の醸成及び健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に努めなければなりません。

(3) 市は、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、健康づくりに資する情報を提供するものとします。

### 5 市民の役割

(1) 市民は、適度な運動、栄養に配慮した食生活、歯と口腔の健康の保持等、自らに適した健康づくりに継続して取り組むよう努めるものとします。

(2) 市民は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持ち、特定健康診査、がん検診、歯科健康診査その他の健康診査の定期的な受診や保健医療関係者の指導の活用等により、自らの心身の状態を把握するよう努めるもの

とします。

## 6 事業者の役割

事業者は、従業員の健康管理、健康づくりに資する情報の提供その他の健康づくりの推進に取り組むとともに、健康づくりに取り組みやすい職場環境づくりに努めるものとします。

## 7 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

## 8 健康づくり関係者の役割

健康づくり関係者は、自らの活動を通じて市民の健康づくりを支援するとともに、健康づくりに資する情報及び活動機会の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めるものとします。

# III 健康づくりの推進に関する計画

## 9 計画

- (1) 市長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりの推進に関する計画(以下「健康づくり計画」といいます。)を策定するものとします。
- (2) 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めます。
  - ア 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
  - イ IVの10から17までに定める施策
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 市長は、健康づくり計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市地域保健医療審議会の意見を聴かなければならないものとします。
- (4) 市長は、健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとします。
- (5) (3)及び(4)の規定は、健康づくり計画の変更について準用します。

## IV 健康づくりの推進に関する基本的施策

### 10 身体活動及び運動に関する施策

市は、子どもから高齢者まであらゆる世代が、その年齢や心身の状況に応じ、楽しみながら身体活動及び運動の習慣を身に付けられるための施策を講じるものとしします。

### 11 健康を支える食育の推進に関する施策

市は、健康を支える食育を推進するため、次に掲げる施策を講じるものとしします。

- (1) 年齢、身体及び歯と口腔の状態に応じた望ましい食習慣の形成に関する施策
- (2) 食を楽しむ大切にする心の育みに関する施策
- (3) 栄養に配慮した食の提供及び食に関する知識の普及に関する施策

### 12 歯と口腔の健康づくりに関する施策

市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講じるものとしします。

- (1) むし歯、歯周病その他の歯科疾患の予防に関する施策
- (2) 口腔機能の発達及びオーラルフレイル(心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態をいいます。)対策に関する施策
- (3) 定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用の促進に関する施策

### 13 生活習慣病の発症及び重症化の予防に関する施策

市は、生活習慣病の発症及び重症化の予防を推進するため、次に掲げる施策を講じるものとしします。

- (1) がんの予防に関する普及啓発並びにがん検診の実施及び受診の促進に関する施策
- (2) 健康診査、保健指導、健康相談及び健康教育の実施並びにこれらの活用の促進に関する施策
- (3) 身体活動、食生活、歯と口腔の状態等と生活習慣病との関連性及び望ましい生活習慣に関する知識の普及に関する施策

### 14 こころの健康づくりに関する施策

市は、こころの健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講じるものとしします。

- (1) こころの健康に関する情報の提供及び知識の普及に関する施策
- (2) こころの健康に関する相談及び支援に関する施策

(3) 地域や社会とのつながりに関する施策

#### 15 次世代につながる健康づくりに関する施策

市は、次世代につながる健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講じるものとします。

(1) 健やかな妊娠、出産及び産後の健康管理に関する施策

(2) 子どもの健やかな成育の支援に関する施策

#### 16 感染症の予防等に関する施策

市は感染症の予防等を図るため、次に掲げる施策を講じるものとします。

(1) 感染症の予防及びまん延防止に関する施策

(2) 感染症に関する情報の提供及び知識の普及に関する施策

(3) 感染症に起因する偏見及び差別の防止に関する施策

#### 17 健康被害の防止に関する施策

市は、健康被害の防止を図るため、次に掲げる施策を講じるものとします。

(1) 喫煙及び受動喫煙対策に関する施策

(2) 薬物乱用の防止に関する施策

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、健康被害を防止するために必要な施策

#### 18 顕彰

市長は、健康づくりの推進について、特に積極的な活動を行っていると思われるものに対し、顕彰を行うことができるものとします。

#### 19 市民健康づくり推進月間

(1) 市は、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間として、市民健康づくり推進月間を定めます。

(2) (1)に規定する市民健康づくり推進月間は、10月とします。

(3) 市は、市民健康づくり推進月間において、事業者、保健医療関係者、健康づくり関係者と連携しつつ、健康づくりの推進に資する事業を実施するものとします。